

# F A X 送付案内

平成29年1月24日

A 4 2枚(本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号  
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599  
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

## 宮崎県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の 確認について

平素よりお世話になっております。  
宮崎県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認につ  
いて、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

### 【宮崎県における事例の概要】

- ・所在地：宮崎県児湯郡(こゆぐん)木城町(きじょうちょう)
- ・飼養状況：肉用鶏(約16万8,400羽)

- (1) 本日、宮崎県は、死亡鶏が増加した旨の届出を受けて、当該農場  
に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施
- (2) 当該肉用鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
- (3) 現在、当該鶏について遺伝子検査を実施中

農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」  
を開催し、今後の対策方針を決定。

家きん飼養農場においては、緊張感を持って、農場内へのウイルスの  
侵入を防ぐため、最大限の警戒をする必要があります。

鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

このように、本病の発生については、国外や県外の野鳥及び家きん並  
びに県内の野鳥で報告されており、県内養鶏農場への侵入リスクは極め  
て高い状況にあります。さらに、毎年10月から翌年5月末日までを「飼養衛生管理基準遵守強  
化期間」と設定しましたので、農場における野生動物の侵入防止及びね  
ずみの駆除対策、農場の出入口での消毒等の飼養衛生管理の徹底並びに特  
定症状の早期通報等の危機管理体制について、再点検をよろしく願い  
致します。

### 本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底(車、人)をはじめとし  
た飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確  
認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよ  
う、また、異常を認めたと際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導  
いただくようお願いいたします。

## 記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥ネットの補修（隙間のないように）
- 3 飲水専用の長靴、衣服の着用（水道水でない場合は消毒実施）
- 4 鶏舎専用の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎
- 5 周囲への石灰の散布